

本日

令和6年3月12日
総務部 税務課

核燃料物質等取扱税の更新に係る総務大臣の同意について

令和5年12月8日から総務省と協議を行ってきた核燃料物質等取扱税の更新について、本日、総務大臣の同意があったのでお知らせします。

また、本日、県議会予算特別委員会組織会終了後、南棟2階エレベーターホールにて、宮下知事のぶらさがり会見を実施しますので、取材へのご協力をよろしくお願いします。

1 課税の根拠

地方税法第4条第3項の規定により法定外普通税として課する。

2 更新後の概要

(1) 納税義務者等

納税義務者	課税客體	課税標準	税率
ウラン濃縮を行う者	ウランの濃縮	濃縮に係る製品ウランの重量	36,500円/kg
原子炉の設置の許可を受けた者	原子炉の設置	発電用原子炉の熱出力	38,250円/千kw (3か月)
	核燃料の挿入	核燃料の挿入に係る核燃料の価額	100分の8.5
再処理を行う者	使用済燃料の受入れ	受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	19,400円/kg
	使用済燃料の貯蔵	使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	1,300円/kg (当分の間8,300円/kg)
廃棄物埋設を行う者	廃棄物の埋設	廃棄物の埋設に係る廃棄体の容量	96,500円/m ³
廃棄物管理を行う者	廃棄物の管理	廃棄物の管理に係る廃棄物の容器の数量	2,971,300円/本

(2) 実施期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)

(3) 税収見込額 約1,255億円(5年間)

報道機関提供資料(連絡先)		
担当課	税務課	
担当者	檜山税務課長、小枝GM	
電話	内線	2150・2152
	直通	017-734-9064
報道監	総務部 次長 豊島 信幸	